

# 緑の映える快適なまち【環境・都市】

資料3

## 【大項目】快適な生活基盤をつくる

### 【現状と課題】

市民が快適な暮らしを送るためには、生活道路の整備や良質な住宅の供給、上下水道などのインフラの整備が欠かせませんが、厳しい財政状況の中、効率的で効果的な整備や維持管理が求められています。

日常生活や救急活動を行う上で重要な役割を果たす生活道路については、道路パトロールや修繕工事、カーブミラー等の交通安全施設の設置などを行い、日々安全管理に努めていますが、道路等の維持管理費は年々増加しており、事後的な補修ではなく予防的な保全を行うことで、ライフサイクルコストの最適化を図る必要性が高まっています。

上水道については、昭和40年～50年代に集中的に建設した施設が多く、更新時期が集中することが予想されています。また、水道事業をとりまく社会環境の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、民間事業者のノウハウを生かした、より質の高いサービスを提供することが求められています。

下水道による汚水処理については、下水道処理人口普及率は向上しているものの、全国平均よりも低い水準となっていることから、今後も更なる普及促進に努めるとともに、下水道施設の長寿命化や、民間的経営手法を活用した維持管理コストの縮減に取り組むことが求められています。

また、今後の人口減少を踏まえて制定された「住生活基本法」では、これまでの新規住宅建設を重視した政策から、既存住宅の長寿命化を図り、次世代へ継承していくことを主眼とした政策への転換が示されています。本市においても、市営住宅全体の約3割が耐用年数の半分を経過するなど、今後大量の住宅を更新する必要性が出てくることを見込まれるため、「松山市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、住宅の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図ることが求められています。情報通信基盤については、島しょ部も含めて整備が進んでおり、継続的な安定稼働のための維持管理が必要です。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
居住環境の整備	生活道路等の整備・維持管理	生活道路等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>コストの縮減も図れ、効果の高い維持補修方法の検討と確立</li> <li>道路パトロールの充実</li> <li>市民ボランティアの活用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年々増加する市道の維持管理費を削減するために、事後的な補修ではなく、最適な工法による予防的保全を行い、年度ごとの予算計画、平準化を行い、ライフサイクルコストの最適化を図る必要性が高まっている。そこで舗装・橋梁等の損傷状況を把握し、修繕・補修等の保全対策を行うことによって、道路のネットワークの安全性・信頼性が向上するとともに、損傷の事前予測や劣化予測に基づき、予防的な修繕及び計画的な改修・更新を行うことにより、維持管理コストの縮減・平準化を図る必要がある。</li> <li>重大な事故を未然に防止するほか、市民からの苦情・意見に迅速に対応するためには、道路パトロールの充実が、欠かせない。</li> <li>ボランティアを通じての道路愛護意識の醸成および道路清掃費用の削減の両観点から、今後も促進を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路台帳の整備</li> <li>○市道の新設、改良における台帳管理</li> <li>○舗装の補修工事</li> <li>○市道路面の補修</li> <li>○舗装の損傷度の把握</li> <li>○橋梁の長寿命化</li> <li>○橋梁点検</li> <li>○重要橋梁の長寿命化修繕計画の策定</li> <li>○道路のパトロール</li> <li>○市道の巡回・点検・簡易修繕</li> <li>○ボランティア事業の促進</li> <li>○清掃美化活動</li> <li>○照明灯の維持管理</li> </ul>
		生活道路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業に関する選択と集中</li> <li>事務権限移譲の検討</li> <li>県市連携、一体化施策の検討と推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、地方ともに厳しい財政状況下において、限られた財源の中で事業の優先順位を定め、将来を見据えた事業実施のために選択と集中に努めている。</li> <li>地方分権改革の進展、また市町村合併の進展、更なる効率化や行政課題に対応するため、県市連携を図るなど、より一層の道路行政の推進を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活道路の整備</li> <li>○生活道路の新設・改良</li> </ul>
	住宅の供給促進	公営住宅の計画的な更新・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化が進む既存ストックの長寿命化を図るため、改修・建替えを推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松山市では、現在55団地、4,741戸の住宅を供給しているが、そのうち一部の住宅では耐用年数を経過しているほか、約3割の住戸が耐用年数の半分を経過しており、設備や機能面において老朽化が進んでいるなど、ストックの大量更新時期を迎えている。</li> <li>国においても平成18年6月に制定された「住生活基本法」により住宅建設を重視した施策から、良質な住宅ストックを次世代へ継承していくことを主眼とした政策への転換が示され、更新期を迎えつつある老朽化した大量の住宅ストックの効率的かつ円滑な更新のため、住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に繋げていくことが重要とされている。</li> <li>こういった経緯を受けて、「公営住宅長寿命化計画の策定に係る指針」が示され、これを受け、本市においても住宅ストックの計画的・効率的な更新や予防保全的な観点からの修繕および改善を図ることを目的とした事業計画「松山市公営住宅等長寿命化計画」を策定し、住宅ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。</li> <li>主な目標として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>①長寿命化を図るための修繕・改善の計画的な推進</li> <li>②老朽化が進む既存ストック建替えの推進</li> <li>③入居者が安心して暮らせるバリアフリー化の推進</li> <li>④入居者が快適に暮らせる居住性の向上がある。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市営住宅の改修・建替</li> <li>○老朽化による改修・建替え</li> </ul>
	優良な賃貸住宅などの供給促進	旧特優賃・高優賃制度にて建設整備された優良な賃貸住宅について継続的に家賃補助制度を実施	法改正により、現在は特優賃制度・高優賃制度はなくなったが、管理期間の20年間(地優賃は10年間)は旧制度要綱と同様の扱いとなるため、引き続き高齢者・障がい者・子育て世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者に優良な賃貸住宅を提供するため家賃補助を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○優良な賃貸住宅の供給促進</li> <li>○高齢者等への民間住宅補助</li> </ul>	

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
居住環境の整備	良好な通信環境の形成	情報通信基盤の運用管理	・情報通信基盤の安定稼働 ・機器の適正な保守管理	【地域名:興居島・中島】 ・平成17年度に、島しょ部の情報通信格差是正と学校の通信環境の整備を目的に、国の補助事業及び合併特例債、過疎債を活用して、島しょ部の通信基盤整備と市内の全小中学校の校内LANの整備を行い、平成18年7月から、運用を開始している。また、当該地域イントラネットを平成19年度から民間通信事業者の一部設備を貸し出し民間向けのサービスを提供している(中島中央病院及び各診療所)。さらに、21年度から、当該地域の市民向け高速インターネットサービス(Wi-Fi)の提供を開始した。 【地域名:浅海・立岩】 ・平成22年度に、総務省の地域情報通信基盤整備推進交付金を活用して光ファイバーによる情報通信基盤の整備を行い、その基盤を民間通信事業者に開放することによりサービス提供を行っている。また、同地区は地デジの難視聴地区でもあることから、通信サービスに加えて、地上デジタル放送の対応のため、映像サービスの提供も行っている。さらに、同地区には災害危険個所が存在することから、防災情報カメラを設置し、防災ネットワークを構築した。(公設民営一部直営) これらの基盤は、今や市民の生活にはなくてはならないものとなっているため、その安定稼働と維持管理を行い、快適な市民生活環境を維持する必要がある。	○情報通信基盤の整備 ・整備済み通信設備の維持管理
上水道等の整備	上水道等の建設・維持	施設の建設改良	・老朽施設の計画的な更新 ・久谷地区の水道施設の整備 ・中島地区簡易水道の整備	・「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中の取り組み項目である。 ・本市においては、昭和40年代後半から50年代にかけて主要な施設を集中的に整備してきた。今後、これら施設の老朽化が進み更新時期を迎えることとなるが、更新時期が集中することから、ライフサイクルコストを考慮した計画的な更新が必要である。	○上水道施設の更新・改良 ・老朽化した管路や設備の更新
			・地元共同給水施設への支援	・安定した飲用水等を供給するため、老朽化した地元共同給水施設の更新に対し、支援を行う必要がある。	○簡易水道施設の整備 ・怒和地区簡易水道施設の整備
	施設の維持管理等	・民間事業者のノウハウを生かした効率的で適切な施設の維持管理等	・水道事業を取りまく社会環境の変化や多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という基本的な考え方にに基づき、民間事業者と提携して、より質の高いサービスを提供する必要がある。	○上水道施設の運転管理 ・効率的で適切な施設の運転及び維持管理	
		・釣島地区淡水化施設及び安居島共同給水施設の適正な維持管理	・釣島地区淡水化施設及び安居島共同給水施設の適正な維持管理を行い、島民に安定した飲用水等を供給する必要がある。	○共同給水施設の整備 ・地元共同給水施設への補助	
下水道等の整備	下水道の管理・更新	下水道施設の長寿命化	・下水道長寿命化支援制度に基づく長寿命化計画を策定し、計画的に管渠と施設の修繕並びに改築・更新を実施する。	・平成20年度に創設された、国の「下水道長寿命化支援制度」では、事故の未然防止やライフサイクルコストの縮小化を図るために、下水道施設の健全度に関する点検・調査を行い「下水道長寿命化計画」を策定することとなっている。 ・本市の公共下水道事業は、昭和33年に事業着手し、平成23年度末現在で、管路延長1445km、処理場4箇所、ポンプ場(汚水、雨水)19箇所という膨大な資産を所有している。この内、耐用年数が比較的短い機器類等(10年～15年)については、計画的に改築・更新を進めているが、管渠、処理場、ポンプ場のコンクリート構造物についても硫化水素による腐食や劣化、老朽化が進行しているため、順次計画的な改築・更新を進めていく必要がある。 ・施設の老朽化や破損等に起因した事故や機能不全を起した際に、道路の陥没、トイレの使用制限、未処理水の流出など市民生活に多大な影響を及ぼすため、事前に必要な手立てを施すことにより、こうした被害を未然に防止する必要がある。	○下水道施設の長寿命化 ・長寿命化計画の策定 ・長寿命化計画に基づく計画的な改築・更新
		下水浄化センター運転管理業務の効率化	・性能発注方式による包括的民間委託を継続実施するとともに、委託レベルや委託範囲の拡大により維持管理コストを縮減	下水浄化センターの維持管理コストの縮減策として、平成18年度から民間的経営手法を活用した性能発注による包括的民間委託を導入している。下水道事業を継続し、より安定したサービスを提供していくために、今後は、性能発注の成果を検証し、委託レベルや包括する委託範囲の拡大の実施などにより、さらなるコスト縮減を図っていく必要がある。	○下水浄化センターの運転管理 ・性能発注による包括的民間委託
		雨天時浸入水等の不明水対策	・侵入水の水量、水質、頻度等の特性を実態調査して対策基本方針を策定し、雨天時浸入水等の不明水対策工事の実施	・雨天時浸入水等の不明水は、汚水管への雨水管の誤接続、マンホール・汚水樹の蓋穴、下水管の破損箇所、継手の目開き部分等から浸入し、雨天時に一時的に増大する。この雨天時浸入水等の不明水量が著しいと、管路施設からの溢水や揚水・下水処理能力を上回り、ポンプ場、水処理施設の機能に重大な影響を及ぼす原因となるため、管路施設の補修、雨水管の誤接続解消、道路・宅内冠水の解消等の対策が必要である。 ・また、本市のH22年度有収率(公共下水道事業の経営評価のための業務指標)は75%と中核市平均を下回っている。 ・H21年度から有収率向上のため基礎調査に取り組み、費用対効果を勘案した有効策を検討する必要がある。	○雨天時浸入水への対策 ・不明水の調査及び基本方針の整理・検討

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
下水道等の整備	公共下水道の普及促進	下水道管渠整備の推進	下水道事業の健全運営や普及率の向上を目指し、整備効果や投資効果を踏まえた整備路線を決定するとともに、コスト縮減に配慮した管渠整備を推進	<p>・本市の下水道事業は、市内を地勢・水系から中央、西部、北部、北条の4処理区に区分して、主に市街化区域を中心に整備を進めているが、普及率は平成23年度末現在で59.6%と全国平均を下回っている。</p> <p>・平成20年2月に第3次松山市下水道整備基本構想を策定し、平成34年度における下水道処理人口普及率の目標を68%とし、普及の向上を図ることとしている。</p>	<p>○下水道管渠の整備</p> <p>・コスト縮減に配慮した管渠整備の推進</p>
		高度処理の推進	・処理施設の増設及び改築・更新に合わせて高度処理方式を導入し、放流水に含まれる窒素、リンを削減	<p>本市は閉鎖性水域である瀬戸内海に面しており、平成9年4月に窒素、リンの環境基準値が伊予灘に設定されて以降、現在の第7次総量規制(H23.6)においても、引き続きCOD(化学的酸素要求量)及び窒素・リンの削減が求められている。</p> <p>窒素・リンを除去するために、西部浄化センターの一部と北部浄化センターで高度処理方式を行っている。それ以外の中央、西部の一部、北条浄化センターで実施している標準活性汚泥法では、窒素やリンの除去が十分に行えないため、既存施設も高度処理方式に改造していく必要がある。</p>	<p>○下水浄化センターの高度処理の推進</p> <p>・西部浄化センター水処理施設の高度処理化の検討・協議</p>
		合流式下水道の改善	・合流式下水道改善計画に基づき、雨水滞水池を整備し、合流式下水道からの未処理下水の放流回数を削減	<p>平成15年に下水道法施行令が改正され、合流式下水道の改善目標として以下の3点が定められた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 汚濁負荷量の削減 (分流式下水道並みの汚濁負荷量と同程度以下となること。)</li> <li>2. 公衆衛生上の安全の確保 (全ての雨水吐において未処理放流水の放流回数を半減させること。)</li> <li>3. きょう雑物の削減 (全ての雨水吐できょう雑物の流出を極力防止すること。)</li> </ol> <p>なお、これらの改善目標は、平成25年度末までに達成することが義務付けられている。</p>	<p>○合流式下水道の改善</p> <p>・降雨時に合流下水の一部を貯留させるための滞水池整備</p>

【大項目】特色ある都市空間を創出する

【現状と課題】

美しい街並みや歴史文化の薫り高い景観は、市民の生活にうるおいを与えるとともに、市外から来訪する人が松山の素晴らしさを実感できる地域固有の宝であり、今後も大切に保全していく必要があります。また、平成16年の「景観法」制定以降、全国的にも景観形成に対する機運が高まっています。

本市においても、平成17年3月に策定した「松山市総合的まちづくり計画策定に伴う道路景観基本構想」に基づき、道後地区、三津浜地区、中心地区東部（ロープウェイ通り）の3地区で、デザインコンセプトを定めた整備を行いました。また、平成22年3月には「松山市景観計画」を策定し、市役所前榎町通りと道後温泉本館周辺を景観計画区域に指定しましたが、都市景観の形成は、都市の魅力向上させるとともに都市のにぎわい創出にもつながることから、特に中心市街地における景観計画地区を拡大する必要があります。

また、都市の緑や緑地、公園に対する市民のニーズは高まっており、市民からの提言をもとに平成18年に工事に

着手した石手川緑地では、ドッグランやバスケットコート等を整備するなど、市民の憩いと安らぎの場を提供していますが、市民一人当たりの公園面積は、他の中核市に比べると少なくなっています。公園や緑地は、市民の活動の場や憩いの場となるだけでなく災害時には、地域防災拠点や避難所としても機能するため、今後の整備促進が求められています。さらに、住宅の生垣や庭木、花壇やプランターの設置など、市民参加による緑化活動もあわせて、緑があふれるまちづくりを推進していくことが望まれています。

まちのにぎわいは、中心市街地における居住人口の減少や空き店舗の増加、さらには中心部の大型商業施設の閉館や郊外での大型店のオープンなどの影響もあり、まちの活力はやや低下しています。今後は、JR松山駅の周辺整備も含め、商業や文化交流施設が集積する都心部を中心に、既存のストックを生かしたコンパクトなまちづくりにより、にぎわい再生に早期に取り組むことが必要です。

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
良好な都市空間の形成	都市景観の形成	良好な景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度に景観計画の素案作成。</li> <li>平成25年度にワークショップ等を実施し、住民の合意形成に努める。</li> <li>榎町通り・二番町通りを重点地区とするとともに、松山城への眺望保全も包含した景観計画(中心市街地)を平成25年度に策定</li> <li>屋外広告物エリアマネジメント事業を進め、都市景観の重要な構成要素となる屋外広告物について、適正な規制誘導を実施</li> <li>民間の再開発事業(優良建築物等整備)への支援継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年の景観法施行に伴い、全国的に景観形成に対する気運が高まっている。</li> <li>本市においても、松山城の眺望保全を目的としたモデル地区として榎町通り(市役所前通り)を指定した後、住民ワークショップを通じ平成22年3月に景観計画を策定し、同地区を景観計画区域とした。</li> <li>都市景観形成は都市の魅力アップ、ひいては都市の賑わい創出にも繋がるものから、特に中心市街地において、景観計画区域を拡大する必要がある。</li> <li>二番町通りでは、平成24年度から無電柱化事業・景観整備事業を着手することになっており、民地を含めた景観形成が特に必要とされている。</li> <li>平成20年に、市民参加のワークショップ・パブリックコメント・ホームページによる眺望マップの公表を経て、松山城への眺望スポットを選定している。これら良好なビューポイントから松山城への眺望を確保する必要がある。</li> <li>中心市街地では限られた空間の中で建築行為が行われるため、ペンシルビルの乱立や不整形な土地にビル等が建築されることが懸念されている。このような中、優建事業は土地の共同化をはじめとした良好な居住空間の確保等に有効な施策であり、さらに、事業によって公開空地や緑地の創出がなされることにより、良好な都市景観の形成も図れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観形成推進</li> <li>・景観計画の策定</li> <li>・民間事業者への景観誘導・届出審査</li> <li>・景観に対する意識啓発</li> <li>○屋外広告物許可等</li> <li>・屋外広告物への許可申請</li> <li>・無許可屋外広告物の調査、指導</li> </ul>
	公園緑地の整備	身近な公園や緑のあるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度中に「松山緑の基本計画」を策定し、緑地の適正な保全および緑化の推進の総合的かつ計画的な実施</li> <li>計画的な生活基盤整備を進め、良好な住環境の確保および都市景観を充実</li> <li>地域社会コミュニティの場としての親しみやすい空間を確保</li> <li>市民緑化活動の支援を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の緑に対するニーズが高まっていることや、都市緑地法および都市公園法の改正、景観三法の制定等、緑をめぐる社会的情勢が変化している。</li> <li>地域防災拠点としての位置付けや避難地として活用できる空地の創出が求められる。</li> <li>市街地における緑化推進と身近な定住環境の魅力の強化を進める必要がある。</li> <li>安全で快適な都市機能の充実を図り、魅力あるまちなみ形成を進める。</li> <li>既設の公園について、住民ニーズを踏まえつつ、緑化の推進やバリアフリー化、長寿命化など利用しやすくなる公園環境の充実を図る。</li> <li>市民参加型の緑化運動を展開し、緑化意識の定着を図り、身近な生活環境の緑を育てるシステムを育成する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全安心な公園の整備</li> <li>・街区公園のリニューアル</li> <li>・民有地の緑化推進</li> </ul>
	歴史文化や自然を活かした公園の整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度中に「松山緑の基本計画」を策定し、緑地の適正な保全および緑化の推進を総合的かつ計画的に実施</li> <li>観光・交流拠点として公園の整備を図り、また避難地としての機能を強化</li> <li>安全で快適な都市機能の充実を図り、魅力あるまちなみ形成の推進</li> <li>緑の拠点となる公園の整備を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の緑に対するニーズが高まっていることや、都市緑地法および都市公園法の改正、景観三法の制定等、緑をめぐる社会的情勢が変化している。</li> <li>緑地や公園に求められる多様な機能や市民のニーズに対応し、憩いと交流の場として世代を越えて市民と共に成長する公園を目指した整備を推進する必要がある。</li> <li>利用ニーズの変化に伴う利活用化整備が必要である。</li> <li>史跡の保存を進めながら、「歴史文化」「都市公園」「観光」の融合を図り整備を進める必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○石手川緑地の整備</li> <li>・石手川新立橋～岩堰橋付近の整備</li> <li>○松山総合公園活性化</li> <li>・椿園の改修等</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木の剪定等、観光客・市民の方への安全・安心な広場の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園たる城山公園山頂広場等の効率的な維持管理・運営を目指す</li> </ul>	

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
計画的な土地利用の推進	市街地形成の推進	にぎわいのある都市空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度中に『市街地総合再生基本計画』を策定予定</li> <li>民間の再開発事業(優良建築物等整備)への支援継続</li> <li>今年度策定する再生基本計画やその他関連計画を基に、中心市街地等におけるハード・ソフト事業(都市景観形成や更なる民間支援等)をパッケージ化し、集中投資</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年1月のラフォーレ原宿・松山の閉館や平成20年5月の郊外大型店のオープンなどの影響もあり、早期のまち再生によるにぎわいの創出が望まれている。</li> <li>そのため、平成24年度に策定する『市街地総合再生基本計画』を、早期に具現化し集中投資を行う必要がある。</li> <li>現在、優良建築物等整備支援事業は順調に進捗しており、平成24年度末には、2件の建築物が完成予定である。</li> <li>今後、二番町通りや花園町通りの景観整備等が進む中、民地を含んだ都市景観の形成をはじめ、民間によるハード整備への支援も検討する必要がある。</li> <li>併せて、再生基本計画に位置付ける事業についても、今後市民参加の意見交換会で検討することにしており、これら事業についても集中的に投資し、松山の優良モデルとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの初期期支援</li> <li>地域住民主体の民間再開発等の推進</li> <li>優良建築物の整備支援</li> <li>中心市街地民間商業施設等の再開発支援</li> </ul>
		良好な住環境の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>区画整理事業を通じ、土地の有効的な利用促進。</li> <li>住居表示事業を通じ、郵便物を配達しやすくするなど、まちをよりわかりやすく表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、JR松山駅前整備や中心市街地の再開発など、土地の有効利用、高度利用を図る各種事業が進む中、都市基盤の効果的かつ一体的な整備に有効な手段として土地区画整理事業がある。</li> <li>元来の住居表示は、いわゆる地番によって行なわれてきたが、町界が道路などの実際の境と必ずしも一致しておらず、また、地番も整然と配列されていないため、住居の表示が非常にわかりにくいものとなっていた。このことが住民の生活に不便を与え、各種行政事務の非効率の原因ともなっていた。これらの是正に向け、『住居表示に関する法律』に基づき、住居表示事業を実施する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街地の整備</li> <li>土地区画整理の推進</li> <li>住居表示の整備</li> <li>住居表示の計画的な実施</li> </ul>
		適切な都市計画制限のもと、合理的な土地利用を図り、都市の健全な発展と秩序ある整備の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画法に基づき、都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を、計画的な市街化を促進する市街化区域と、原則として市街化を抑制する市街化調整区域に区域区分している。開発許可制度により、都市施設の整備が義務付けられ、良質な宅地水準が確保されており、さらに、市街化調整区域の市街化が抑制されている。</li> </ul>		
適正な土地利用の推進	地籍調査の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型公共事業の実施や防災対策等を考慮し、10箇年程度の計画を策定</li> <li>都市部・山村部それぞれ年間2地区程度、区域内の土地について一筆ごとに地番・地目・面積・所有者等についての調査を行い、土地所有者の立会を求め、境界を確認する作業を実施した上で「地籍図」と「地籍簿」を作成し、閲覧に付した後に県および国の認証と承認を受けた成果を法務局に送付</li> <li>「地籍図」は現在の公図に代わる地図として法務局に備え付けられ一般に供され、「地籍簿」はその成果の内容をもって現在の登記簿を変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政事務における事業効果としては、当事業の施行により作成された成果は、土地に関する基礎データとして固定資産税務に直接反映されるほか、道路の整備計画及び管理や下水道整備計画などの社会基盤整備における事業計画の政策立案や、事業施行後における維持管理の基礎データとして活用することができ、事務効率の向上が図られる。</li> <li>これまで各種の事業実施時において多くの時間と費用を要し、土地に関する問題点となっている「境界確認立会」や「対面地同意」などの手続について、地籍調査事業の実施後においては省略することが可能となることから、大幅な事業期間の短縮や経費の節減が図られることとなることや、地震や集中豪雨等の災害が発生した際、有効な土地の基礎資料として活用が見込まれ、この資料を基に早急な復旧を行なうことができる。</li> <li>市民における事業効果としては、土地売買などの際に必要な作業となっている地積更正登記や分筆登記などについて、当事業の施行後は各筆界点の位置およびその座標値の情報が一元的に管理される事から、測量作業の削減や地積測量図作製にかかる作業が簡略に行えることにより、各種登記にかかる費用負担が大幅に軽減される。</li> <li>また、山村部においては、境界情報等の保全による山林の活用や水源の保全にも有効な資料となる。</li> <li>このように地籍調査事業が実施されれば、上記の事業効果等により全市域における土地の流動化が図られ、「中核市にふさわしい都市基盤の整備」が官民両面から進捗する事が見込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地籍の調査</li> <li>地番・地目・面積・所有者等の調査</li> </ul>	
	土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の拠点や市街地基盤を活かした、機能集約型の都市づくり</li> <li>まちの活力や暮らしの利便性を高める賑わい機能の強化</li> <li>居住機能と調和した産業機能の育成・活性化</li> <li>快適で豊かな都市空間の創出と市街地形成</li> <li>身近に自然の感じられるまちを広げる、自然環境の保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口とともに商業・文化交流等の大規模な集客施設の集積が高い都心を中心に人口・拠点機能等の市街地外への無秩序な流出・拡散を抑制し、市街地の既存ストックを活かした、機能集約型のコンパクトな都市づくりを目指すとともに、効率的効果的な都市運営に留意し、人口や都市機能の集積度が高く、公共交通等の交通利便性の高い都心や、地域の生活拠点である拠点を形成している主要駅周辺等において土地の有効利用を図るとともに、各地域の特性に応じた都市機能や交通機能の充実を図る必要がある。</li> <li>また、土地利用の面では、良好な就業環境、居住環境等を形成するため、居住環境上問題のある産業系の土地利用と住宅住居系、工業系、商業系の土地利用が無秩序に混在するの事を抑制し、異なる土地利用間での摩擦を未然に防止する。</li> <li>市民のシンボルである松山城や数々の文豪が愛した土地柄、名湯道後温泉での癒し、加えて市街地に近接する自然環境などを保全・育成するとともに、緑豊かな道路や公園などの都市基盤の充実を図り、高い環境水準を備えた快適で豊かな都市空間を創造する。</li> <li>市街地を取り囲む歌豊かな森林や海、河川の自然を保全するために、都市計画上の保全措置を講じ、市街地の無秩序な拡大を抑制し、市民の癒し空間や自然に親しめる空間を創出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画審議会の運営</li> <li>都市計画施設等の都市計画決定・変更</li> </ul>	
都市計画事業の推進	JR松山駅周辺整備事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・快適な交通結節点としての整備</li> <li>快適な都心居住を確保する集約型都市構造の実現</li> <li>交流拠点にふさわしい施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道高架事業と土地区画整理事業を行い、周辺の街路整備や路面電車を西環状線まで延伸することにより、JR松山駅へのアクセスは、よりスムーズとなり、公共交通機関への乗り換えも安全・快適な交通の結節点となる。</li> <li>これからの人口減少・少子高齢化社会に対応した誰もが暮らしやすく、将来にわたり質の高い生活が維持できる集約型都市構造が実現可能となる。</li> <li>新たな交流とにぎわいの創出による中心市街地全体の活性化に資する都市拠点を整備する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松山駅周辺の整備</li> <li>土地区画の整理</li> <li>市駅前周辺の再開発</li> <li>地域住民主体の民間再開発等の推進</li> </ul>	
	市駅前周辺再開発事業の推進	市駅前周辺再開発事業については、再開発に対する街の熟度の高まりに応じてまちづくり初期期支援事業によりまちづくり協議会等へ支援	平成5年度に策定された松山市駅前周辺地区市街地総合再生計画(平成7年大臣承認)を受け、当該地区の再開発事業を推進してきた。当該地区ではブロックごとにまちづくり協議会が立ち上がり、議論を進めた結果、平成14年には第6ブロック南街区(現いよてつ高島屋)が完成した。しかし、平成23年度末において、未完成地区の協議会は活動が停滞しており、何らかの行政からの支援が必要な状況である。そのような中、市長による平成24年度市政方針演説において花園町通りに対する街路整備に関する各種事業が具体化することから、関連して市駅前周辺再開発事業においても、計画第2ステップ(第6ブロック東西竣工)の進展を目指して、街の熟度を高めるため支援をする必要がある。		

【大項目】豊かな自然と共生する

【現状と課題】

環境問題が地球規模で深刻化する中、市民の環境問題に対する関心が高まっています。環境保全につながる最も身近な取り組みとしては、ゴミの減量やリサイクルがありますが、本市の市民1人当たりのごみ処理量は年々減少しており、ごみ減量に対する市民の意識の高さがうかがえます。リサイクルにつながる分別収集については、廃棄物減量等推進員や「まつやまRe・再来館」による啓発、「ごみ分別はやわかり帳」の配布などにより、分別意識の高揚を図りながら、再資源化率の向上に取り組んできました。今後も、「松山市ごみ処理基本計画」に基づき、ごみ減量や分別の徹底について、継続的な啓発に取り組む必要があります。また、全国的に問題となっている廃棄物処理業者による不適正処理や、廃棄物の不法投棄については、法改正により年々規制が厳しくなっているものの、適正な処理が行われるよう、指導・監督やパトロールを強化することが求められています。

水資源に恵まれていない本市の重要課題である節水型都市づくりは、市民1人1日当たりの上水道給水量が目標である300リットル程度で推移しているほか、アンケートにおいても節水を意識している市民が約9割にのぼるなど、節水意識は市民に深く浸透しています。また、行政においても、市有建築物における節水対策や雨水貯留施設の設置をはじめ、下水処理水の有効利用や、市民や事業者による雨水利用の促進、石手川ダム集水区域内における水源かん養林の整備などを推進し、水資源の有効利用と保全に努めているところであり、今後も効果的な取り組みを継続することが求められています。

自然環境の保全については、生物多様性の保全に対する関心が世界的に高まっており、わが国では平成20年に「生物多様性基本法」が制定されました。本市においては、平成21年度からの3か年にわたり、希少動植物の生息・生育・分布状況とともに外来種や地球温暖化の影響等を把握し、自然保護施策の基礎資料とするための調査を実施し、その成果を「レッドデータブックまつやま2012」にまとめています。今後は、取り組みをさらに拡大するために、生物多様性に対する市民意識の高揚を図り、市民参画型の保全活動を推進していくことが求められます。

また、低炭素社会を実現するため、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入が求められています。福島第一原子力発電所の事故以来、その傾向が特に顕著になっています。本市では、年間の日照時間が2,000時間を超えるという地域特性を生かし、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進をめざす「松山サンシャインプロジェクト」を市民や企業と協働して展開しており、太陽光発電設備の導入状況は中核市でもトップクラスです。今後は、新エネルギー等の導入をさらに促進するとともに、市民の環境学習機会を充実し、一層の意識向上を図ることが求められています。

	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
資源の有効活用とごみの適正処理	ごみの減量・再使用・再生利用の推進	ごみの減量・再使用・再生利用に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内各地区に廃棄物減量等推進員等を委嘱し、地域住民と協働で廃棄物の減量化等の推進を図る。一方、まちづくり協議会が設立されている地域については、本市との協定により廃棄物減量等の活動を行う地域に対して交付金を交付し、自主的な活動を推進。</li> <li>地域や学校に出向き、ごみ減量等に関する説明会や学習会を実施し、市民への意識啓発の実施。</li> <li>分かりやすく解説した啓発物を作成配布し、市民への意識啓発を実施。</li> <li>まつやまRe・再来館を活用し、ごみの減量等に関する展示や講座、リサイクル家具の販売、イベント等を行うことで市民への意識啓発を行っており、今後は、社会潮流等をふまえ、市民ニーズに応じた展示内容等へ随時リニューアルを図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、市域における廃棄物の処理に関する計画を策定している。この計画の中には、廃棄物の減量及び再資源化の目標を定めており、これらを達成するため各種施策を実施している。</li> <li>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の8第1項の規定に基づき、市民と行政を結ぶパイプ役として松山市廃棄物減量等推進員を委嘱している。今後は、本市が認定する地区まちづくり協議会との協定を交わし、地域の自立組織と連携していく。</li> <li>循環型社会を形成していくためには、市民と協働でごみ減量等に取り組む必要があり、市民にわかりやすいパンフレットやチラシ等を作成し、啓発に努めるとともに、地域や学校等からの要請に応じ、説明会や学習会を行っている。</li> <li>地球温暖化対策に地球規模で取り組むことが求められている中、平成24年度で10周年を迎えたる松山Re・再来館を、ゴミの減量やリサイクルに関する啓発を行うことはもとより、生活全般に渡るエネルギーの効率化を考えていくための啓発施設として有効に活用していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の減量啓発</li> <li>・ごみに関する自主的地域活動への支援</li> <li>○家庭系ごみの減量・リサイクル啓発</li> <li>・市民への分別及び分別マナーの周知啓発</li> </ul>
		ごみリサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の分別排出の促進によるリサイクルの推進</li> <li>資源として活用可能なごみを適正に収集し、売却することにより、廃棄物の収集処理にかかる財源を確保</li> <li>容器包装リサイクル法に則し、ごみの再商品化や減量化を推進</li> <li>資源化率の向上に向け、小型家電や生ごみ等、再資源化可能なごみ種について、モデル地区における実証実験等を実施し、効率的な回収及び再資源化ルートを検討するとともに費用対効果を分析</li> <li>古着や廃食用油について環境啓発・障がい者支援・地域活動への参加を柱として各種団体の協力を得ながら、今後は、市域全体に広げていくため、市民への情報発信や回収拠点を拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来の大量生産・大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する可能性が懸念されており、持続可能な循環型社会を構築していくことがもとめられている。(循環型社会形成推進基本法：第十条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律：第四条、資源の有効な利用の促進に関する法律：第九条、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律：第六条)</li> <li>本市のごみのリサイクル率は、平成22年度末で約18%であるが、一般廃棄物処理基本計画においては、平成26年度までにリサイクル率を25%とするよう目標を設定している。</li> <li>本市では、平成23年度からペットボトルの分別回収を開始し、ゴミの分別をそれまでの7種10分別から8種11分別とし、より一層のリサイクルの推進に取り組んでいる。また、容器包装リサイクル法によって、整備されている再商品化ルートを活用することにより、国の制度に沿った安定的な再商品化やごみの減量化を図っている。</li> <li>一般廃棄物の中から、「金属類や紙類」を資源化物として売却することにより、廃棄物の収集処理経費に充当できる一部の財源を確保している。</li> <li>障がい者の就労支援及び環境啓発の観点から、ホームセンター等を拠点に、古着・廃食用油の回収を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○資源化の促進</li> <li>・資源化物の収集運搬計画策定</li> <li>○学校給食食品廃棄物のリサイクル</li> <li>・食品廃棄物の堆肥化</li> <li>○容器包装リサイクルの推進</li> <li>・容器包装廃棄物の再商品化</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食から出される食品廃棄物を食品リサイクル堆肥工場へ搬入し、堆肥化することでリサイクルを推進</li> <li>リサイクルされた堆肥の学校菜園等での利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会の構築への一環として、学校給食においても平成19年度より事業を開始し、平成21年度からは中島地区以外の全地区で実施している。</li> <li>工場への搬入実績は、事業開始時の平成19年度は155tであったが、その後対象施設の拡大に伴い増加し、平成23年度実績で528tとなっている。</li> <li>リサイクルされた堆肥は、希望する市内の小中学校に無償で提供されており、学校の花壇等で利用され、児童生徒にとっては、循環型社会を身近に学ぶ場となっている。なお、平成23年度の学校での利用実績は6,575kgとなっており、今後も利用拡大に向けての取り組みを推進する。</li> </ul>		

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
資源の有効活用とごみの適正処理	ごみの適正処理の推進	適正処理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理業者の指導監督の強化及び廃棄物処理施設の監視・調査の徹底</li> <li>・事業系ごみやPCB廃棄物の適正処理のため、各事業所に対し、啓発用リーフレットを配布し、周知徹底</li> <li>・不法投棄された家電4品目及びパソコンを適正な処理ルートで再資源化</li> <li>・古紙等資源化物持ち去りのパトロール監視の徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的に廃棄物の不適正処理が問題となり、年々の法改正により事業者への規制が厳しくなっているが、法に沿った適正処理が確保されるよう指導監督の必要がある。</li> <li>・家電リサイクル法や資源有効利用促進法による適正な再商品化や資源の有効な利用が求められる中、不法投棄された家電4品目及びパソコンについても適正な処理を行う必要がある。(特定家庭用機器再商品化法: 第八条、資源の有効な利用の促進に関する法律: 第九条)</li> <li>・平成14年度頃から古紙の市場価格が上昇し、持ち去り行為が横行したため、平成21年1月から「資源ごみの持ち去りを禁止する」条例を施行し、パトロール監視等を強化するとともに、条例違反者に対して行政指導・行政命令を行い、それでも違反する場合は、警察に告発している。(松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例: 第9条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業系廃棄物の適正処理</li> <li>・市内事業者に対する廃棄物分別指導、リサイクル啓発</li> <li>○家電リサイクル品の適正処理</li> <li>・不法投棄された家電4品目及びパソコンの適正処理</li> </ul>
		不法投棄防止対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員及び委託業者によるパトロールまた、地域住民らによるパトロールを実施し、不法投棄を抑制</li> <li>・不法投棄多発箇所において監視カメラ、警告看板及び防止ネットを設置したり、ごみの撤去を行うことで、不法投棄を抑制</li> <li>・不法投棄ごみの誘発を防止するため、状況に応じて職員等による現状回復の実施</li> <li>・環境省、関係団体と連携した合同パトロール等を実施し、積極的な広報の実施</li> <li>・警察との連携を密にし、不法投棄事案について迅速かつ適正な対処</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年4月の家電リサイクル法施行(リサイクル料金の発生)や申込み制による粗大ごみの戸別収集開始、地デジ化の影響などにより、不法投棄が後を絶たないことから、パトロールの実施や不法投棄未然防止策を強化する必要がある。</li> <li>・近年不法投棄等件数は減少しているものなお不法投棄が後を絶たない現状であるため、引き続き防止対策の強化が必要である。</li> <li>・不法投棄現場をそのまま放置すれば、更なる不法投棄を招き、地域住民の生活環境に影響が生じる恐れがある。</li> <li>・不法投棄の撲滅へ向け、悪質な事例への対応を強化するため、平成13年度から関係各課に現役の警察官を配置している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物の適正処理</li> <li>・廃棄物処理業者への指導・監督、パトロールの強化</li> <li>○不法投棄ごみの防止対策</li> <li>・不法投棄ごみ多発箇所での警告看板、防止ネットの設置及びごみの撤去</li> </ul>
		処理施設の更新・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新西クリーンセンターは、市民等から排出された可燃ごみ等を環境負荷の低減を考慮した方法で安定的かつ効率的に処理するとともに、循環型社会を構築するためのエネルギー回収施設として、DBO方式(公設民営)により、平成25年4月の供用開始を目指して整備</li> <li>・南クリーンセンターは、稼働後18年が経過し、機器の老朽化が進んでいるものの継続して運転していく必要があることから、可能な限りの財政支出の節減を目的に、概ね10年の延伸を視野に入れ、平成24年度において維持補修等基礎データを整理収集し、平成25年度に長寿命化計画を策定</li> <li>・横谷埋立センターは、埋立地の延命化は進んでいるものの、浸出水処理施設の処理効率が低下しているため、処理システムの改良を検討</li> <li>・大西谷埋立センターについては、搬入量が減少しているため、今後の施設運営のあり方を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西クリーンセンターは、昭和57年に竣工してから約30年が経過し、プラント機器等の経年的な老朽化が進行していることから、平成25年4月の供用開始を目指し、同一敷地内に建替えを行っている。</li> <li>・南クリーンセンターは、稼働後18年が経過し、一般的な耐用年数である20年が近づいてきているが、新西クリーンセンター稼働後においても、「一般廃棄物ごみ処理基本計画」に基づき焼却量は減少するものの、継続して運転していく必要がある。</li> <li>・平成15年4月に供用開始した横谷埋立センターでは、埋立地の延命化を目的に埋立物の削減に努めたことにより、現在の試算で平成52年度末までの延命化が図られているが、浸出水の塩分濃度が高くなり、浸出水処理施設の処理効率が低下しているため、水処理システムの改良を含めた対応策が必要となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クリーンセンターの運営管理</li> <li>・排出ごみの合理的処理、施設の延命化</li> </ul>
		収集体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国都市清掃会議における廃棄物等に関する情報収集</li> <li>・ごみカレンダー(地区別)の作成配布による市民のごみの適正排出</li> <li>・直営及び委託による資源化物等の収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立っている。</li> <li>・ごみカレンダーやごみ分別はわかり帳の配布により、市民がごみ排出時に迷うことなく対応でき、排出されたごみを遅滞なく円滑に収集している。</li> <li>・官民が一体となって、ごみ収集に取り組むことにより、合理的なごみ収集が可能になるとともに、不法に排出されたごみへの対応や緊急時(災害等により発生するごみ等)の迅速な対応を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみカレンダー作成</li> <li>・排出日、分別方法等を記載したごみカレンダーの作成、配布</li> </ul>
節水型都市づくりの推進	節水の推進	節水意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報・広聴活動の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中での取り組み項目である。</li> <li>・「水道ビジョンまつやま2009」策定時のアンケート調査によると、節水を心がけている人は、少しでも気を付けている人を含めると約9割という結果であった。この結果から、市民への節水意識は十分に浸透しているものと考えられる。今後もこの高い節水意識を継続していくためにも、節水広報に力を入れていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○節水型機器の購入促進</li> <li>・家庭用バスポンプなどの節水機器購入に対する購入補助</li> <li>○啓発推進事業</li> <li>・節水をテーマとしたシンポジウムの開催</li> <li>・節水ハンドブックの作成・配布</li> <li>・関係団体等との連携・情報交換</li> </ul>
		市有建築物の節水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有建築物を建設する場合、節水型機器の採用及び雨水貯留設備の設置などにより、水資源の有効利用を推進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市節水型都市づくり条例に基づき、大規模建築物の建築に関しては松山市大規模建築物の節水対策に関する条例を制定し、基準面積が1,000平方メートル以上の場合の節水対策が規定されているが、その他の建築物についても、積極的に節水型機器の採用に努めるとともに、建物の用途や規模に応じて雨水貯留設備若しくは雨水浸透設備の設置についても、費用対効果を考慮しながら取り組んでゆく必要がある。</li> </ul>	

中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
節水型都市づくりの推進	水資源の管理・有効利用	下水処理水の有効利用	・下水処理水を河川還流や農業用水、雑用水として利用	・本市が推進する『節水型都市づくり』における主要な施策の一つである「水資源の有効利用」の中で、下水処理水の有効利用(雑用水への再利用や河川還流)の検討を行うこととしている。	○下水浄化センター運転管理 ・街路樹灌水等への処理水の提供
		雨水利用の促進	・公共下水道への接続時に不要となった浄化槽を、雨水貯留浸透施設に転用される方に対し、工事費の一部を助成。 ・下水道工事を行う際の地元説明会、市ホームページ、広報誌等のPR活動による市民への啓発。	・局所的な集中豪雨の増加や、宅地化に伴う遊水地の減少により、浸水被害が発生しているため、浸水被害を軽減する対策として、雨水の流出抑制が求められている。 ・本市はたびたび濁水に見舞われていることから、水資源の有効利用に積極的に取り組んでおり、雨水の有効利用による地下浸透を通じた水資源の保全を図る必要がある。	○雨水貯留浸透施設への転用促進 ・浄化槽の雨水貯留施設への改造費助成
		漏水防止対策	・雨水貯留施設を設置した市民や事業者に対して助成金を交付 ・「大規模建築物の節水に関する条例」により、一定の面積を超える建築物を新築・増築する際に、節水型機器や雨水貯留設備の設置を義務付けるとともに、有効貯水容量が一定規模以上の雨水貯留設備を設置した場合の補助制度や表彰制度を実施 ・広報紙やパンフレットなどによる啓発 ・市民団体との連携による雨水利用への啓発活動 ・他市および関係機関との連携	・本市が進める「節水型都市づくり」では、最も安価で即効性のある節水を徹底しながら、水資源の有効利用と保全に努め、それでも不足する水量については新たな水源開発で賄うことを基本スタンスに取り組んでいる。 ・その一環である「水資源の有効利用策」の1つに「雨水利用の促進」を位置づけ、市有施設への雨水利用の導入を進めるとともに、市民や事業者への雨水タンク設置を促すために助成制度を実施している。 ・平成22年度には、「第3回雨水ネットワーク会議全国大会2010in松山」を開催し、本市の取り組みを全国に発信したほか、多くの市民に雨水利用の魅力を知ってもらった。 ・この全国大会を契機に市民団体「雨水楽舎」が平成23年度に立ち上がり、雨水利用の促進を目的とした活動を市と連携して行っており、より市民目線のわかりやすい啓発を継続して行っていく必要がある。	○雨水貯留施設購入促進事業 ・市民や事業者の雨水タンク設置に対し補助 ○啓発活動 ・市民団体と連携したワークショップの開催 ・啓発冊子の作成・配布 ・雨水利用者へのアンケートの実施
		漏水防止対策	・漏水防止対策の継続 ・北条地区の給水圧コントロール施設整備 ・毎月検針の実施	・「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中での取り組み項目である。 ・水源の乏しい本市においては、漏水防止を水源開発の一つとして位置付け、昭和56年度から漏水防止対策を推進してきたことで、昭和56年度に約82%であった有収率が、平成22年度末には95.5%と中核市の中でもトップクラスのレベルまで向上しており、今後もこのレベルを維持していく必要がある。	○下水道等漏水防止対策 ・漏水調査の実施
水資源の保全	水源かん養の推進	水源かん養の推進	・石手川ダム上流域における水源かん養林の整備 ・重信川流域における地下水かん養	・水源地域の森林には「緑のダム」としての機能があるため、本市の主力水源である石手川ダムをより有効に活用できるように、平成5年からダム上流域の水源かん養林整備に取り組んでいる。 ・なお、こうした事業の財源として、平成11年には「松山市水源の森基金」を設置している。 ・一方、重信川流域の地下水に関しては、流域が複数の市町にまたがっていることもあり、保全に向けた取り組みに着手できていないが、近年、大幅な地下水位低下が頻発しており、これに伴う給水制限を余儀なくされている。 ・このため、平成23年度、地下水保全策検討事業を立ち上げ、地下水に不安定さを増している原因を究明するとともに、その成果を基に、流域関係者と地下水の保全策について検討できる仕組みを構築していく必要がある。	○新たな水源かん養林整備 ・ダム上流域の水源かん養林整備 ○地下水保全策の検討 ・地下水位低下の原因調査 ・地下水の保全策について検討
		透水性舗装の整備促進	歩道を新設する場合、透水性舗装を検討	歩道を設置する場所や現場条件を勘案し、必要に応じて透水性舗装を施工することで、地下水への涵養を図ることができる。	○生活道路の整備 ・必要に応じた透水性舗装を施工
		自然環境の保全	生物多様性の保全	希少動植物の保護	・「レッドデータブックまつやま2012」及び同普及版を発刊し、地域住民に対して希少動植物の保護に関する普及啓発の実施
自然環境への意識の向上	・市民一人ひとりが生物多様性の保全を認識してもらうため、体験を通じた展示、講座、イベントの実施	・2010年10月に名古屋市で開催されたCOP10で採択された名古屋議定書の中で、生物多様性の保全が確認された。松山市においても環境問題への取組を拡大・強化していくため、市民参画の必要性を重視し、自然環境への意識の高揚を図り、主に生態系保全に資する市民を育成していく。			
環境に配慮した公共工事の推進	・環境配慮を推進するための技術審査及び技術評価 ・環境まちづくり推進マニュアルに基づいて設置している希少動植物保護検討委員会を活用し、一定規模以上の公共工事における希少動植物への影響調査を実施	・本市の行う公共工事に対し、自然環境の保全・自然動植物への配慮等を積極的に取り入れることを目的として、「松山市環境まちづくり推進マニュアル」を作成し、環境に配慮した工法の採用に努めている。今後は、工事への効果的な環境配慮を推進するための技術審査及び技術評価の充実を図る必要がある。			
地域住民と連携した保全活動の促進	・NPOや地域住民、企業など、地域の様々な関係者が連携して生物多様性の保全活動を行うための基盤づくり	国において、それぞれの地域における生物多様性の保全を図ることを目的として生物多様性地域連携促進法が制定された。同法の中で市町村は、活動計画の策定や活動支援に努めることとされている。			



中項目	小項目	(1)取組の柱	(2)方向性	(3)背景・根拠	(4)平成24年度における主要取組
自然環境の保全	低炭素社会の構築	省エネ・省CO2の推進	・地球温暖化対策の必要性について一層の啓発を行い、庁内及び家庭や事業所における省エネ等の取組を推進	・日本は、平成24年で期限切れとなる京都議定書の延長に参加しないこととしているが、平成32年までに温室効果ガスの排出量を25%削減するという目標に向け、自主的に努めることとしている。 ・本市が平成23年3月に策定した「松山市低炭素社会づくり実行計画」においては、本市の市域から排出される温室効果ガスを、平成32年までに平成2年度比で18%削減することを目標としており、基本施策に「低炭素社会づくりに向けた環境学習の推進」や「環境負荷の少ないライフスタイルへの転換」等を掲げている。 ・平成22年4月1日付の省エネ法改正により、これまでの工場・事業場単位のエネルギー管理から、企業単位でのエネルギー管理に規制体系が変わり、本市においても特定事業者(すべての工場・事業場の年間のエネルギー使用量の合計が1,500kl(原油換算)以上である事業者)の指定を受けることとなった。このため、これまで以上のエネルギー使用の合理化が求められている。	○地球温暖化への対策 ・CO2削減プロジェクトの計画的な取組み
			・(上水)環境会計(環境保全の活動を効果的・効率的に推進するため、環境負荷や環境保全の費用と効果を把握するための手法)の導入	・「水道ビジョンまつやま2009」(平成21年3月策定)の中の取り組み項目である。 ・環境保全活動の推進には、「環境会計」を導入し、それに要した費用と効果を分析し、活動の定期的な見直しを図る必要がある。	○西部浄化センターの焼却炉改修 ・焼却炉の高温化による温室効果ガス排出抑制
			・既存汚泥焼却炉の焼却温度高温化による温室効果ガスの排出抑制	・平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」に、地球温暖化の負荷が大きい一酸化二窒素の削減対策として、下水汚泥焼却施設における焼却温度の高温化が盛り込まれたことから、西部浄化センターに設置している焼却炉の高温化改修工事に取り組む。	
	新エネルギー等の導入促進	・太陽光発電システムや、太陽熱利用、家庭用燃料電池など、新エネルギー等を利用した温暖化対策機器の導入に対し補助を行うことで、新エネルギーの導入促進 ・公共施設への率先的な新エネの導入を推進 ・公共施設等の太陽光発電設備にて発電した電力などの環境価値を証書化やクレジット化し、事業所に販売	・東日本大震災を経て、全国的に再生可能エネルギーに対する関心が非常に高まっている。 ・本市では、雨が少なく、日照時間が多い地域特性を活かし、サンシャインプロジェクトを展開している。また、実行計画の基本施策に「再生可能エネルギーの利用促進」を掲げるなど、一般住宅や事業所及び公共施設への太陽光発電システム等の導入促進に積極的に取り組んでいる。	○クリーンエネルギーの導入促進 ・太陽光発電システム等の設置費用補助	
			・下水処理の過程で発生する下水汚泥や消化ガスの下水道資源を有効に利用	下水道が有する資源回収や供給機能を積極的に活かし、下水処理場のエネルギー自立や地球温暖化防止のため、下水道資源の有効活用による循環型社会の形成に向けた取り組みが求められている。	
			スマートコミュニティの構築	・地域におけるエネルギーマネジメントシステム構築に向けて関係団体との協議の実施	・東日本大震災以降の電力供給不足への懸念や、太陽光発電の普及に伴う四国電力との系統連携の制約から、地域内でのエネルギーの効率的利用やピークカットを可能とするシステムの構築が求められている。
	地域連携の促進	・企業・大学・NPO・行政等が低炭素社会の構築を目指すパートナーとして連携し、情報等の共有や問題提起・調査研究を行うとともに、共同提案等に取組むことで、地域一丸となった効率的かつ効果的な地球温暖化対策の推進と環境ビジネスを創出	太陽エネルギーの活用を核に「脱温暖化」と「産業創出」を図る松山サンシャインプロジェクトでは、「環境で活力を」をスローガンに市民、企業、行政等が協働して取り組むパートナーシップを結成しており、今後においても、幅広い分野で連携を図る必要がある。	○地球温暖化への対策 ・松山サンシャインプロジェクトパートナーシップによる市民との協働	
	環境汚染の抑制	環境基準の達成	・環境規制対象事業場に対する排出基準遵守の指導や、各種汚染事例に対する適正処理の実施	・環境基本法を核とする大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等公害防止のための法律の規定により、環境測定による常時監視及び、規制対象事業場への立入調査、指導等を実施する。	○大気汚染の防止 ・大気中汚染物質の常時監視 ・悪臭等の規制及び防止対策等の指導
		生活排水対策の推進	・浄化槽の適正管理指導 ・合併処理浄化槽の普及状況と河川水質の現況を踏まえ補助金額等、設置費補助制度の見直しを検討 ・し尿処理手数料の市民負担を軽減するため、し尿収集許可業者に補助金を交付	・持続可能な循環型社会の形成及び生活環境の保全と公衆衛生の向上、また、生活排水による公共用水域の水質汚濁防止には公共下水道の整備と合併処理浄化槽整備による汚水処理は必要不可欠となっている。 ・市街化区域かつ下水道事業計画区域外の地域の水質保全のため補助を増額する「環境特別」枠を設け、合併処理浄化槽への設置替え促進を図っている。さらに、下水道事業計画区域内においても整備に10年以上を要する地域について、合併処理浄化槽への設置替えを新たに補助対象とするなど、現状に応じて効果的な補助制度となるべく随時見直しを図っている。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法に基づきみとりの適正処理及び公衆衛生の向上を図る。	○浄化槽設置整備事業 ・浄化槽設置者への補助金交付
	環境意識の醸成	美しいまちづくりの推進	・市民大清掃の実施、美しいまちづくり重点地区の美化活動、地域の団体や事業者によるプチ美化活動、美化活動啓発キャンペーンを通じて美しいまち松山の実現	・「松山のまちをみんなで美しくする条例」に基づき、市民総参加による国際観光温泉文化都市松山にふさわしい美しいまちづくりを推進する。	○環境美化の推進 ・市民大清掃、まち美化推進事業等の推進
環境学習の推進		・自然環境保全の意識や環境負荷の少ない暮らし方を実践するために、地域や学校へエコリーダーを派遣して、学習の機会を提供 ・小学生を対象として、体験型バスツアーを開催し、ペットボトルの再利用工場やメガソーラーなどを見学して、環境に対する意識を向上	・持続可能な社会の実現のためには、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」という3つの社会像を実現することが必要である。そのような社会をつくる根幹が環境教育である。 ・国においても、平成24年10月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が全面施行されることになっており、環境問題解決に向けた各主体の意識向上を図ることとしている。	○環境教育の推進 ・各種団体等への環境教育の実施	